



平成 29 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 日鍛バルブ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 原 利 道
(コード番号 6493 東証第 二 部)
問合せ先 常務取締役 李 太 煥
(TEL. 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出しました平成29年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当事業年度において、過年度より不適切な会計処理が行われていた事実が判明したことを受け、平成 24 年 3 月期（第 90 期）から平成 28 年 3 月期（第 94 期）までの財務報告に係る内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったものとし、当該期間の内部統制報告書の訂正報告書を平成 28 年 12 月 14 日に提出いたしました。

当社は、上記事態を引き起こした主な原因は、全社的な内部統制の一部（整備・運用）及び在庫管理プロセスの一部（整備・運用）に関する内部統制の不備であったと認識しております。

当社は、本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を公表し、内部統制の整備・運用状況の改善を図りました。その結果、当該再発防止策は計画どおり実行し、当事業年度末日までに概ね整備は完了いたしました。しかしながら、全社的な内部統制については十分な運用期間を確保することができなかったことから、全社的な内部統制（運用）が、是正できたとの状況に至っていないものと判断いたしました。

- (1) コンプライアンス最優先の意識改革
- (2) 規程類の明確化・棚卸プロセスの見直し
- (3) 業績評価・人事制度の見直し
- (4) 予算制度の見直し
- (5) 内部監査体制の強化
- (6) 法令遵守体制の強化

以 上

2. 開示すべき不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会による提言及び同提言を踏まえた上記の再発防止策を推進しております。

3. 連結財務諸表等を与える影響

上記内部統制の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て連結財務諸表等に反映しております。

4. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上